



# 自治体運営

第1 市民によるまちづくりの推進

第2 健全な行財政運営の推進

## 自治体運営の位置付け

施策を進めるに当たっての土台となる自治体運営に関する方針について、「市民によるまちづくりの推進」、「健全な行財政運営の推進」の2つの視点から8つの運営方針に整理し、その内容を示しています。具体的には、現状と課題、目標、主な取組(事業)内容、取組の成果等を示す指標を掲載しています。

## 自治体運営の見方

【自治体運営】 第1 市民によるまちづくりの推進

### 03 男女平等参画の推進

#### 1 現況と課題

誰もが豊かで安心して生活のできる社会を目指すためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、能力を十分にいかすことのできる男女平等参画社会の実現が不可欠です。

男女平等参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けており、社会のあらゆる分野において、男女平等参画に関する施策の推進を図っていくことが重要としています。本市においても、男女平等参画社会の実現を目指すために、平成19年(2007年)に「苫小牧市男女平等参画推進条例」を施行しました。また、市民意識の一層の高揚と気運を醸成するために、平成25年(2013年)に北海道で初めてとなる「男女平等参画都市」を宣言し、平成29年(2017年)には、男女平等参画を更に推進する事業として「男女平等参画について考える日本女性会議 2017 とまこまい」を開催しました。

これらことを契機として、今後も家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる場面において、誰もが社会参画できるように市民、事業者、国などと連携協力し、男女平等参画社会の実現への歩みを着実に進める必要があります。

#### 2 基本目標

誰もが個人として尊重され、多様な生き方を認め合い、喜びも責任も分かち合い、あらゆる分野の活動に平等に参画することができ、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の形成を図ります。

#### 3 関連する個別計画

- 苫小牧市男女平等参画基本計画

#### 4 主な取組

- 男女平等参画の推進【市民生活部】**
  - 男女平等参画宣言都市として、市民、事業者、行政が日本女性会議2017とまこまいで共有した連携と協働で、男女平等参画社会の実現を目指します。
  - 性別による固定的な役割分担意識の改革、配偶者等からの暴力の根絶など人権尊重の意識の浸透を図ります。
- 女性の社会参加の促進【市民生活部、総務部】**
  - 審議会や委員会などへの女性の参画を促進します。
  - 政策や方針決定など様々な場面に女性が参画できるよう、個性と能力を発揮するための機会の促進を図ります。
- 男女平等参画の環境の整備【市民生活部】**
  - 家庭生活と他の活動が両立できる生活環境や男女平等な就労環境の整備を図ります。

#### 6 主な事業

【市民生活部】

- 男女平等参画推進セミナーの実施
- 企業表彰の実施
- デートDV防止出前授業
- 配偶者からの暴力被害者緊急一時保護施設(民間シェルター)運営費補助

#### 7 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
苫小牧市男女平等参画都市宣言を見聞きしたことがある市民の割合(%) (男女平等参画に関する市民意識調査より)	40.0 (H27)	70.0 (H34)
「女性の社会参加が十分できること」への市民満足度(%)	59.3 (H28)	70.0 (H34)
社会全体で男女の地位などに差はないと感じている人(%) (男女平等参画に関する市民意識調査より)	14.9 (H27)	25.0 (H34)
審議会等委員の女性比率(%)	26.7 (H29)	30.0 (H34)

※市民満足度は、市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合

苫小牧市男女平等参画都市宣言を見聞きしたことがある市民の割合

見聞きしたことはない 29.2%

見聞きしたことがあるが詳細は知らない 13.2%

見聞きしたことがあるが詳細を知っている 7.8%

見聞きしたことはないが 6.0%

あそらく見聞きしたことはないと思う 43.8%

社会全体で男女の地位などに差はないと感じている人

わからない 2.3%

女性が優遇されている 1.3%

男性が優遇されている 16.8%

どちらかといえば女性が優遇されている 3.0%

どちらかといえば男性が優遇されている 1.3%

差はない 14.9%

どちらかといえば女性か男性が優遇されている 54.7%

## 1 運営方針

自治体運営を進めるに当たっての方針を示しています。

## 2 現況と課題

本市や自治体運営を取り巻く現況と課題を示しています。また、現況や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

### 3 基本目標

運営方針を進めることによって実現を目指す状態を記載しています。

### 4 関連する個別計画

①で示した運営方針を進める上で関連してくる個別計画がある場合に、計画名称を記載しています。

また、⑦で示す評価指標において、個別計画に基づき平成34年度(2022年度)以外の目標時期を定め、目標値を設定している場合には、個別計画の計画期間等を記載しています。

### 5 主な取組

①で示した運営方針を具体化する主な取組の体系とその概要を記載しています。  
また、主な取組を所管する部署名(※)についても記載しています。

### 6 主な事業

⑤で示した主な取組を推進する上で必要と考えられる主な事業の名称と所管する部署名(※)について記載しています。財政支出を伴う事業の実施等については、市民の要望や緊急度、財政状況等を考慮しながら、実施計画の中で明らかにします。

### 7 評価指標

計画期間内における各取組の成果を分かりやすく示すため、

- ・取組を実施した成果について、市民の実感を問う指標
- ・取組を実施した成果等について、客観的数値として把握できる指標
- ・取組の中で重要かつ象徴的な事業の実績を示す指標

などを設定しています。

なお、表内の基準時期、目標時期は和暦(H:平成)で表記しています。

※記載する部署名につきましては、基本計画策定時点のものであり、今後、組織機構の見直しに伴い、所管する部署の変更や名称の変更が生じる場合があります。



# 第 1 市民によるまちづくりの推進

---

運営方針01	地域活動の促進	……………	30
運営方針02	市民自治の推進	……………	32
運営方針03	男女平等参画の推進	……………	34
運営方針04	平和の推進	……………	36

# 01 地域活動の促進

## 現況と課題

町内会活動は、地域活動の土台として重要な役割を果たしてきましたが、近年、その活動に対する意識の薄れから、町内会に加入しない世帯が増加傾向にあるとともに、町内会役員の高齢化や担い手不足が問題となっています。町内会活動を活性化させるために、町内会加入や活動参加への啓発活動を推進し、地域住民の町内会活動に対する意識を高めていくことなどの取組が必要となっています。

また、総合福祉会館やコミュニティセンターなどの施設は、町内会活動や市民同士のふれあいと交流の拠点となる重要な役割を果たしています。その多くは、老朽化に伴う経年劣化が著しいことから、設備の更新や施設の改修などを検討しなければなりません。地域活動の拠点を維持し、活動の活性化を図っていくために、施設整備の支援を行うことが必要となっています。

## 基本目標

町内会活動に対する意識を高めるために、町内会活動の活性化を図り、明るく住みよい地域社会を構築します。

地域活動の活性化に向け、活動拠点となる

施設整備の支援を図り、地域の特徴をいかした活動やふれあいと交流があふれるまちを築きます。

## 主な取組

### 1 地域住民組織の活性化と地域活動の支援【市民生活部】

- (1) 個々の町内会の特徴をいかした活動内容について情報提供を行うほか、町内会活動の活性化を図るための地域活動に対する支援を行います。

### 2 市民交流拠点の整備【市民生活部】

- (1) 地域活動の拠点となる総合福祉会館等の建設や修繕に対して支援するとともに、市民のふれあいや交流の場となるコミュニティセンターなどの維持修繕を行います。





## 主な事業

### 【市民生活部】

- ・ 住民組織活動助成交付金
- ・ 町内会活動保険助成金
- ・ 街路灯電気料金補助金
- ・ 総合福祉会館等補助金
- ・ コミュニティセンター施設等整備

## 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
「自分が住んでいる地域の行事や活動が盛んなこと」への市民満足度(%)	77.0 (H28)	80.0 (H34)

※市民満足度とは：市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合



### 現況と課題

地域社会における市民の福祉は、市民が自ら考え、行動し、まちづくりを行っていくという市民自治の考え方によって実現されます。

近年、市民ニーズの多様化などにより地域の課題が複雑化しており、行政だけでは解決できない課題が増えてきています。そのため、まちづくりに関する情報を市民と共有し、市民参加と協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

市民自治によるまちづくりを実現するため、「苫小牧市自治基本条例」のまちづくりの精神に基づいた市政運営の体制整備を推進します。

### 基本目標

市民の福祉の向上を図るため、情報共有、市民参加、協働を原則とした市民自治によるまちづくりを推進します。

### 主な取組

#### 1 市民参加・協働の促進【総合政策部】

- (1) 市民がまちづくりに参加する意識を高めるため、市民自治について学ぶ機会の充実を図ります。
- (2) 施策や事業の性質に応じて、市民からの意見募集(パブリックコメント)や審議会、説明会などの適切な手法により市民から意見を求め、市民が参加できるまちづくりを推進します。
- (3) 企業や市民活動団体など多様な主体とともに連携し、それぞれの役割と責任に応じて協力する協働のまちづくりを進めます。

#### 2 広聴の充実【総合政策部】

- (1) 市民と一体となった市政運営を行うため、まちづくりについての市民の声を様々な方策により広く聴く機会の充実に努めます。

#### 3 広報の充実【総合政策部】

- (1) 市民生活やまちづくりに関する情報を、わかりやすく、かつ、的確に伝えるため、広報紙や情報公開コーナーなどを利用した紙媒体による発信と合わせて、ホームページやSNSなど時代に応じた情報媒体への対応を図り、広報機能の向上に努めます。



## 主な事業

【総合政策部】

- ・ 市民自治推進事業
- ・ 広報広聴活動
- ・ インターネット情報発信事業

## 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
「市役所からの情報がよくわかること」への市民満足度(%)	67.7 (H28)	70.0 (H34)
「まちづくりに市民の声が十分反映されること」への市民満足度(%)	50.7 (H28)	55.0 (H34)
ホームページや SNS へのアクセス数	-(H28)	維持 (H34)

※市民満足度とは：市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合



### 現況と課題

誰もが豊かで安心して生活のできる社会を目指すためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、能力を十分にいかすことのできる男女平等参画社会の実現が不可欠です。

男女平等参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けており、社会のあらゆる分野において、男女平等参画に関する施策の推進を図っていくことが重要としています。

本市においても、男女平等参画社会の実現を目指すために、平成19年(2007年)に「苫小牧市男女平等参画推進条例」を施行しました。ま

た、市民意識の一層の高揚と気運を醸成するために、平成25年(2013年)に北海道で初めてとなる「男女平等参画都市」を宣言し、平成29年(2017年)には、男女平等参画を更に推進する事業として「男女平等参画について考える日本女性会議 2017 とまこまい」を開催しました。

これらのことを契機として、今後も家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる場面において、誰もが社会参画できるように市民、事業者、国などと連携協力し、男女平等参画社会の実現への歩みを着実に進めることが必要です。

### 基本目標

誰もが個人として尊重され、多様な生き方を認め合い、喜びも責任も分かち合い、あらゆる分野の活動に平等に参画することができ、その

個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の形成を図ります。

### 関連する個別計画

- ・ 苫小牧市男女平等参画基本計画

### 主な取組

#### 1 男女平等参画の推進【市民生活部】

- (1) 男女平等参画宣言都市として、市民、事業者、行政が日本女性会議2017とまこまいで共有した連携と協働で、男女平等参画社会の実現を目指します。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識の改革、配偶者等からの暴力の根絶など人権尊重の意識の浸透を図ります。

#### 2 女性の社会参画の促進【市民生活部、総務部】

- (1) 審議会や委員会などへの女性の参画を促進します。
- (2) 政策や方針決定など様々な場面に女性が参画できるよう、個性と能力を発揮するための機会の促進を図ります。

#### 3 男女平等参画の環境の整備【市民生活部】

- (1) 家庭生活と他の活動が両立できる生活環境や男女平等な就労環境の整備を図ります。

## 主な事業

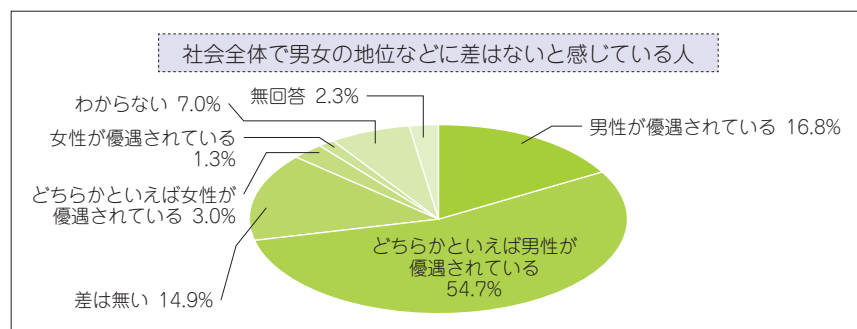
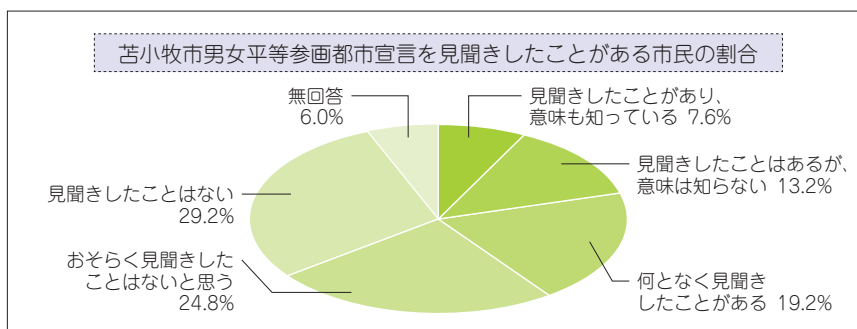
### 【市民生活部】

- ・ 男女平等参画推進セミナーの実施
- ・ 企業表彰の実施
- ・ デートDV防止出前授業
- ・ 配偶者からの暴力被害者緊急一時保護施設(民間シェルター)運営費補助

## 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
苫小牧市男女平等参画都市宣言を見聞きしたことがある市民の割合(%) (男女平等参画に関する市民意識調査より)	40.0 (H27)	70.0 (H34)
「女性の社会参加が十分できること」への市民満足度(%)	59.3 (H28)	70.0 (H34)
社会全体で男女の地位などに差はないと感じている人(%) (男女平等参画に関する市民意識調査より)	14.9 (H27)	25.0 (H34)
審議会等委員の女性比率(%)	26.7 (H29)	30.0 (H34)

※市民満足度とは：市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合



## 現況と課題

核兵器使用の緊張が続き、世界中で多くの自治体が非核宣言を行う中で、本市は平成14年(2002年)に「苫小牧市非核平和都市条例」を制定しました。

現在、国内で約1,630の自治体が非核宣言をしており、そのうち本市を含む330団体(平成29年(2017年)12月現在)が「日本非核宣言自治体協議会」に加入し、世界恒久平和を願っています。

世界中では、今なお紛争が絶えず、多くの人々が生命の危険や核兵器の脅威にさらされています。そのため、誰もが人間らしく生活できる真の平和の実現に向け、将来にわたり、平和の尊さや核兵器の恐ろしさについて考えていかなければなりません。

## 基本目標

人に命を奪われる危険や不安のない平和な世界の実現に向けて、平和の尊さや核兵器の恐ろしさを考える機会を設け、平和に対する市民意識の高揚・醸成を図るとともに、非核三原則

(核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず)の趣旨を尊重します。

## 主な取組

### 1 平和思想の普及【総合政策部】

- (1) 市民一人ひとりが平和の尊さを認識し、核兵器の恐ろしさについて考えてもらうため、平和関連事業や啓発活動を行います。

### 2 世界恒久平和の実現【総合政策部、福祉部】

- (1) 「苫小牧市非核平和都市条例」に基づき、恒久平和の実現と核兵器のない世界の実現に向け、努力していきます。
- (2) 非核三原則の趣旨を尊重するとともに、その趣旨が損なわれるおそれのある場合は、関係機関と協議し、適切な措置を講じるよう要請します。





## 主な事業

### 【総合政策部】

- ・ 中学生広島派遣事業
- ・ 原爆パネル展、平和の折り鶴
- ・ 核実験に対する抗議文送付
- ・ 艦船寄港に係る核兵器搭載の有無の照会

### 【福祉部】

- ・ 平和祈念式典

## 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
広島派遣への累計参加者数(人)	120 (H29)	145 (H34)
平和啓発事業参加者数(人)	530 (H29)	850 (H34)



苫小牧市非核平和都市条例 … 平成14年4月1日公布

わたしたち苫小牧市民は、安全で健やかに心ゆたかに生きられるように、平和を愛するすべての国の人々と共に、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、国是である非核三原則の趣旨を踏まえ核兵器のない平和の実現に努力していくことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、本市の平和行政に関する基本的事項を定め、市民が安全で健やかに心ゆたかに生活できる環境を確保し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

### (恒久平和の意義等の普及)

第2条 市は、日本国憲法に規定する恒久平和の意義及び国是である非核三原則の趣旨について、広く市民に普及するように努めるものとする。

### (平和に関する交流の推進)

第3条 市は、他の都市との平和に関する交流を推進するように努めるものとする。

### (その他平和に関する事業の推進)

第4条 市は、前2条に定めるもののほか、平和の推進に資すると認める事業を行うように努めるものとする。

### (平和の維持に係る協議等)

第5条 市長は、本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合は、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

### (核兵器の実験等に対する反対の表明)

第6条 市長は、核兵器の実験等が行われた場合は、関係機関に対し、当該実験等に対する反対の旨の意見を表明するものとする。

### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 2 健全な行財政運営の推進

---

運営方針05	行政組織の活性化 ……………	40
運営方針06	行政運営の効率化・適正化の推進 ……	42
運営方針07	健全な財政運営と財政基盤の強化 ……	44
運営方針08	広域連携の推進 ……………	46

## 現況と課題

社会経済情勢の変化に伴い、行政課題が高度化・複雑化する中、行政は、迅速、的確かつ柔軟に対応する機能的な組織であり続けることが求められています。そのためには、組織機構の見直しや適正な定員管理を行うとともに、限りある人的資源を有効に配置することにより、組織全体として最大の効果を発揮する体制を構築する必要があります。

一方で、団塊の世代の退職により、職員の若返りが急速に進み、経験不足や技術の継承の面

で行政運営の停滞が懸念されています。今後の行政運営を確実かつ発展的に進めていくためには、人材育成等を通して行政組織の活性化に努めていく必要があります。

また、国が推進する「働き方改革」では、働く人の視点に立った改革を進めることとされています。本市においても職員の視点に立ち、職員が活力に満ちあふれる組織づくりを通じて、市民サービスの向上に努めていく必要があります。

## 基本目標

市民ニーズの変化や行政に求められる役割を見極め、本市の実情にあった組織づくりと適正な定員管理に努めます。

行政組織の活性化に向け、職員数や職員の年齢構成の推移などを注視しながら、職員の適正配置や能力向上に努めるとともに、職員の能力

や業績を重視した人事管理に取り組みます。

市民サービスの向上に資するため、職員一人ひとりが生き生きと働くことができる職場環境の整備に努めます。

## 関連する個別計画

- ・ 苫小牧市行政改革プラン -NEXT STAGE-
- ・ 苫小牧市職員配置適正化方針
- ・ 人材育成基本方針
- ・ 職員研修計画
- ・ ~Change Work Style~ ワークもライフもイキイキプラン（苫小牧市特定事業主行動計画）（平成28～32年度(2016～2020年度)）

## 主な取組

### 1 組織・職員数の適正化【総務部】

- (1) 市民ニーズの変化や新たな行政課題に対し、迅速、的確かつ柔軟に対応できるよう、簡素で効率的な組織機構を整備するとともに、それに見合った適正な職員数となるよう管理します。



## 2 職員の適正配置・能力向上【総務部】

- (1) 人物本位、能力本位の職員採用に努め、有能な人材を確保するとともに、職員の能力・適性の把握に努め、その能力・適性を最大限に発揮できるよう配置します。
- (2) 人材育成基本方針や職員研修計画に基づいて職員研修を行い、政策形成能力、法務能力、マネジメント能力などの分権時代の職員に求められる能力の向上と職員の意識改革を図ります。

## 3 能力・業績重視の人事管理【総務部】

- (1) 職員の能力や業績を重視した人事管理制度の構築を図ることにより、職員へのインセンティブをより一層高め、公務能率を向上させます。

## 4 働きやすい職場環境の整備【総務部】

- (1) 子育てや介護の状況に関わらず、職員一人ひとりが活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- (2) 女性の視点による新たな発想や価値観を政策及び事業に反映し、市民ニーズに応えられるよう、女性職員の登用拡大など女性職員の活躍を推進します。

# 主な事業

### 【総務部】

- ・ 組織機構の見直し、適正な定員管理・職員配置
- ・ 職員研修の実施
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 人物本位、能力本位の採用試験の実施
- ・ 人事評価結果の処遇への反映
- ・ 女性職員の登用拡大

# 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
職員数(人)	1,820(H29)	簡素で効率的な組織に見合った職員数
女性管理職の割合(%)	22.2(H29)	25.0(H32)※

※平成33年度(2021年度)以降の指標にかかる目標値は、苫小牧市特定事業主行動計画の計画期間終了後に定める目標とします。

## 現況と課題

社会経済情勢がめまぐるしく変化する中、行政は、常に時代に即した行政運営を行い、その時々々の市民ニーズに対応した質の高いサービスを提供することが求められています。限られた経営資源を有機的に結びつけ、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、行政運営の効率化・適正化を進める必要があります。

また、今後の行政運営においては、民間ができない部分を行政が補うという補完性の原則に立ち返り、行政が真に担わなければならない事

業と、民間に委ねられる事業とを明確にした上で、民間活力の積極的な活用に取り組む必要があります。

さらに、情報通信技術(以下「ICT」という。)の活用により、公共サービスの効率的な提供が求められるとともに、日々進化するICTの動向や、国の制度や法令の改正に注視しながら、情報セキュリティの確保や個人情報の保護に努める必要があります。

## 基本目標

行政改革に継続的に取り組み、行政運営の効率化を追求することにより、行政費用の抑制と市民サービスの向上を図ります。

施策評価及び事務事業評価の結果を政策立案や予算編成に活用し、効率的な行政運営を目指すとともに、評価結果を公表することで、市政

の透明性の向上を図ります。

市民ニーズにあったICTの活用、情報セキュリティを確保した安全・安心なシステムの構築、効率的かつ効果的な情報基盤の管理・運営に努めます。

## 関連する個別計画

- ・ 苫小牧市行政改革プラン -NEXT STAGE- (平成27~31年度(2015~2019年度))
- ・ 苫小牧市地域情報化計画

## 主な取組

### 1 行政改革の推進【総務部】

- (1) 時代の変化を的確に把握した上で、将来を見据えた都市経営の視点に立ち、実効性のある行政改革に継続的に取り組みます。

### 2 民間活力の活用【総務部】

- (1) 「民間に委ねることが可能なもの、民間になじむものは民間へ」の考え方を基本として、民間委託、民間移譲、指定管理者制度、PFIなどの手法により民間活力の活用及び公民連携の推進を図り、効果的・効率的な事業実施に努めます。

### 3 行政事務の評価【総合政策部】

- (1) 施策評価及び事務事業評価の実施により、総合計画の進行管理を行うとともに、事業の必要性、課題、方向性を明らかにし、事務事業の見直しや効果的な行政運営の実現に努めます。

### 4 ICTの活用と行政情報の適正管理【総務部】

- (1) ICTを活用して、満足度の高い市民サービスを提供します。  
 (2) 情報システム調達・開発等に要する経費の適正化に努め、効果の高いシステムの導入を進めます。  
 (3) 情報セキュリティの更なる強化に努め、安全で信頼性の高いシステムづくりを推進します。

## 主な事業

#### 【総合政策部】

- ・市民自治推進事業

#### 【総務部】

- ・民間委託等の推進
- ・総合窓口の設置
- ・総合行政システム事業
- ・全庁舎ネットワーク基盤整備事業

## 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
行政改革プラン －NEXT STAGE－の達成率(%)	18.3 (H29)	100 (H31)



## 現況と課題

本市の10年前の財政状況は、過去の大型公共事業の集中実施による地方債償還費の増により、市の貯金である基金残高はほぼ底を突く状況でした。その後も景気低迷による市税収入の減少や社会保障経費の増大などにより厳しい財政状況が続きましたが、財政運営に関する計画である「財政健全化計画」及び「財政基盤安定化計画」を策定し、財政の健全な運営に努めて

きました。

今後は、生産年齢人口の減少による市税収入の減少と高齢化の加速に伴う社会保障経費の増大、老朽化した公共施設の整備が見込まれるなど、財政運営においては厳しい局面が続くことが想定されます。

市民ニーズや行政課題に添えていくためには、一層の財政基盤の強化が求められます。

## 基本目標

健全な財政運営と将来の財政需要に対応可能な財政基盤の強化に努めます。

## 関連する個別計画

- ・ 財政基盤安定化計画(平成28～30年度(2016～2018年度))
- ・ 苫小牧市公共施設等総合管理計画(平成29～38年度(2017～2026年度))

## 主な取組

### 1 健全な財政運営【財政部】

- (1) 社会情勢や時代の変化を的確にとらえ、事業内容の精査や見直し、公共施設マネジメントにより、限られた財源で最大の効果を得るように事業の効率的で効果的な執行に努めます。
- (2) 市税の適正な賦課と収納率の向上に努め、自主財源の充実を図るとともに、税外収入の拡大による財源確保に努めます。
- (3) 特別会計、企業会計については、独立採算の原則を基本とし、財源確保に努め、効率的な財政運営を行い、更なる資金収支の改善に努めます。

### 2 財政基盤の強化【財政部】

- (1) 財政指標の健全性を確保しながら計画的な財政運営に努めます。
- (2) 適切な基金残高を維持し、安定的で柔軟性のある財政運営に努めます。
- (3) 将来に過度な負担とならない計画的な市債の活用に努めます。



## 主な事業

### 【財政部】

- ・ 財政シミュレーションによる財政指標の管理
- ・ 苫小牧市公共施設等総合管理計画の推進
- ・ 市有地売却事業等税外収入の拡大

## 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
経常収支比率 ※1	88.5 (H28)	87.0 ~ 89.5 (H28-30) ※4
実質公債費比率 ※2	6.1 (H28)	7.5 ~ 10.0 (H28-30) ※4
将来負担比率 ※3	73.7 (H28)	80.0 ~ 120.0 (H28-30) ※4
公共施設(建築系施設)延床面積(m <sup>2</sup> )	1,035,635 (H27)	1,010,227 (H38) ※5

- ※1 経常収支比率とは、経常的経費(人件費・扶助費・公債費等)に対して、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されるかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標です。
- ※2 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、公債費による財政負担の程度を表す指標です。
- ※3 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担する公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、将来の財政負担の程度を表す指標です。
- ※4 平成31年度(2019年度)以降の財政指標にかかる目標は、財政基盤安定化計画の計画期間終了後に定める目標とします。
- ※5 苫小牧市公共施設等総合管理計画において、平成27年度(2015年度)の市民1人当たりの延床面積を基準に、総延床面積を平成29年度(2017年度)からの10年間で25,408m<sup>2</sup>減少させる目標に基づきます。

## 08 広域連携の推進

### 現況と課題

人口減少と少子高齢化が同時進行する時代において、行政サービスの質を保持していくためには、近隣自治体と連携し、効率的な事務の共同処理や近隣自治体住民との共通した行政サービスの在り方、さらには、地域として発展して

いくための方策を検討していく必要があります。このため、近隣自治体との連携をより一層強化し、地域的な結びつきをいかにしながら、広域的な地域振興を進める必要があります。

### 基本目標

行政サービスの向上を図り、広域的に共通する課題に対応するため、近隣自治体との連携を深めます。また、国や北海道との連携強化に努めます。

### 関連する個別計画

- ・東胆振定住自立圏共生ビジョン

### 主な取組

#### 1 都市間連携の推進【総合政策部】

- (1) 近隣自治体と連携して、必要な生活機能を確保・共有し、圏域住民が安心して暮らし続けることができる圏域を目指します。
- (2) 広域的に共通する課題については、近隣自治体との連携を図り、効率的な問題解決に努めます。
- (3) 近隣自治体が連携することにより、圏域の認知向上やブランド力を高めるとともに、交流人口の増加に努めます。

#### 2 国や関係自治体との連携の推進【総合政策部】

- (1) 行政サービスの向上のため、国や北海道からの情報を迅速・的確に把握するとともに、それぞれの役割分担のもと、相互に協力して連携の強化に努めます。
- (2) 広域的な問題の解決に当たって、国や北海道と連携して相互協力を図るとともに、国や北海道が行う事業の積極的な誘致・導入を図ります。

## 主な事業

### 【総合政策部】

- ・ 定住自立圏共生ビジョンの推進
- ・ 北海道新幹線×nittan地域戦略会議推進事業
- ・ 期成会や市長会などによる国や北海道への要望活動
- ・ 東胆振地域ブランド戦略の推進

## 評価指標

指 標	基準値(基準時期)	目標値(目標時期)
「近隣市町村との連携を進めること」への市民満足度(%)	65.7 (H28)	67.0 (H34)
近隣市町村との連携施策等の数	41 (H29)	45 (H34)

※市民満足度とは：市民意識調査で「満足」「やや満足」「普通」と答えた人の割合



